

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続: (有) 無)

平成22年12月17日

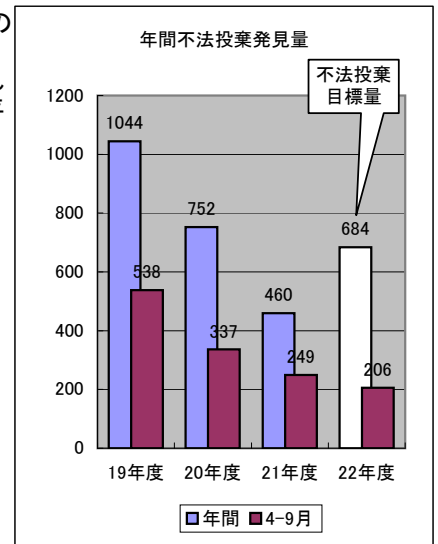
第三者委員会

No.35		都道府県名:福岡県			市町村等名:北九州市		
対象地域:北九州市全域				世帯数 [※] : 412,247世帯		人口数 [※] : 993,525人	
防止事業				引渡事業			
実施期間	平成21年2月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年3月1日 ~ 平成21年5月31日		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止看板の設置 不法投棄監視パトロール 監視カメラの設置 警告シール 			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	職員が回収し、指定取引場所まで運搬。		
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)	1	96	0	28	15	140	
	防止事業			引渡事業		合計	
	防止項目			小計	撤去等費用	再商品化等料金	合計
	設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)	6,394	6,518	953	(13,864)	0	431	(14,295)
交付した助成金額(千円)	3,197	3,259	476	(6,932)	0	431	(7,363)

※:世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

北九州市が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(1044台)に対する平成22年度の目標削減率は34.5%(年間不法投棄目標量で684台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では206台となっており、平成19年度同期比では61.7%減となっている。年間目標削減率の達成については引き続き今後の推移を見守る必要がある。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 本委員会は、北九州市の義務外品体制に不備があると認め、平成21年10月に協会をして同市に対し改善要請を行わしめた。同市より協会に対し平成21年11月に義務外品体制の整備等について報告書の提出があった。事後、同問題は改善されていると認められる。
- 2) 防止事業のうち不法投棄等市民通報員による通報制度については、協力覚書の締結以前より行われていたものであった。しかし、概算払い及び実績報告書の一部として提出された日報等を確認したところ期待される防止効果が必ずしも十分であると認められず、改善する必要があると考える。
- 3) 防止事業及び引渡事業は計画通り実施された。
- 4) 北九州市の責務の遂行は I. 及び II. 1)を除き適切に遂行されているものと認められる。